

池島炭鉱体験施設等映像制作業務委託に係る説明書

1 業務の概要

- (1) 業 務 名
池島炭鉱体験施設等映像制作業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 履 行 場 所
指定場所
- (3) 概 要
池島には平成 13 年に閉山した池島炭鉱の施設や設備が現役に近い状態で残されており、池島炭鉱体験施設は、これらの貴重な資産を活用し、観光客が体験をしながら炭鉱について学べる施設である。当該施設は令和 9 年 3 月 31 日で閉鎖するため、記録として、体験施設等の映像を制作する。
- (4) 履 行 期 間
契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで
- (5) 業 務 内 容
池島炭鉱体験施設等映像制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 契約限度額
2,898,108 円（消費税相当額を含む）を上限とする。
- (7) 契約保証金
要（契約金額の 100 分の 10 以上。ただし、長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市契約規則第 26 号）第 34 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は免除。）

2 参加者の資格に関する事項

参加者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項の各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (5) 本コンペに参加しようとする者のうち、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (6) 本業務の履行能力がある者であること。
- (7) 長崎市有資格者名簿の市外区分が「市内」又は「認定市内」であること。また、長崎市有資格者名簿の登録業種に「映画・ビデオ・DVD 製作」及び「広報・宣伝・広告」の登録があること。
- (8) 令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間で完了した業務（完了見込みも含む）で、国、地方自治体又は企業・団体等の映像制作・広報に係る業務、又はそれに類する業務実績が 1 件以上あること。

3 スケジュール（予定）

内 容	期限等
説明書その他資料配布期間	令和8年7月10日（金）から 令和8年8月24日（月）17時まで
説明書等に対する質問提出期間	令和8年7月10日（金） 令和8年7月22日（水）17時まで
質問に対する回答期限	令和8年7月24日（金）17時まで ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
参加表明の手続き期限	令和8年7月21日（火）17時まで
提案書提出要請日	令和8年7月23日（木）
提案書提出期限	令和8年8月25日（火）17時まで
審査会実施日（ヒアリング）	令和8年8月27日（木）
選定結果通知	令和8年9月1日（火）
契約締結	令和8年9月8日（火）
業務期間	契約締結日から令和8年12月25日（金）まで

4 参加表明の手続き

(1) 提出書類

公募型企画コンペ参加表明書（様式1）

(2) 提出期限

令和8年7月21日（火） 17時まで

(3) 提出方法

電子メール

(4) 送 信 先

長崎市文化観光部観光政策課 担当：濱田

E-mail:kanko_seisaku@city.nagasaki.lg.jp

(5) 受領確認

長崎市の担当者が受信を確認した場合には、送信された電子メールに対し受信した旨の返信を行う。

5 質問の受付

(1) 受付方法

質問書（様式2）に記入の上、電子メールにより「4（4）」の送信先に送信すること。長崎市の担当者が受信を確認した場合は、送信されたアドレスに対し受信した旨の返信を行う。

(2) 受付期間

令和8年7月10日（金）から令和8年7月22日（水）17時 まで

※期間内かどうかは電子メールに記載された「送信日時」によるものとする。

(3) 質問に対する回答

令和8年7月24日（金）17時までに質問者に対し、質問書記載の電子メールアドレスへ個別に回答する。

※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは、適宜回答する。

6 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型企画コンペ参加資格確認通知書（様式 3）により通知するとともに、企画コンペ参加要請書（様式 4）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型企画コンペ参加資格確認通知書（様式 3）により通知するものとする。

ただし、「2 参加者の資格に関する事項（8）」については、提案書にて確認することとする。

参加資格確認通知予定日：令和 8 年 7 月 23 日（木）

7 提案書等の提出

(1) 提案書

提案書に記載する内容は次のとおりとする。

ア 提案の基本コンセプト

イ 映像の構成及びキービジュアルの構成、またそれぞれに期待される効果（構成の意図・説明を含む）

ウ 制作スケジュール

エ 業務実施体制（協力事業者がいる場合は明記すること）

オ 業務実績（件名、年度、概要等を明記すること）

(2) 参考見積書

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積書を提出すること。なお、参考見積書には明細を記載すること。

(3) 書類作成上の注意

提案書の用紙サイズは原則として日本産業規格 A4 版とし、文字サイズは全て 10 ポイント以上とする。ただし、やむを得ない場合は A3 版も可とする。

なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(4) 提出部数

提案書 8 部（うち 1 部は会社名あり、7 部は会社名なし、裏面を白紙とする。会社名なしの書類は、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。）

参考見積書 1 部

(5) 提出期限

令和 8 年 8 月 25 日（火）17 時必着（提出期限内に次の提出場所に到達していること。）

(6) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号 14 階

長崎市文化観光部観光政策課（電話 095-829-1152）

(7) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書類郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

8 審査会

(1) 開催日時

令和 8 年 8 月 27 日（木）（詳細については別途、通知する。）

(2) 審査会場

別途連絡

※審査員、事務局及び関係者及び審査を受ける企画コンペ参加者のみ入室可とする。

(3) 実施方法

提案書に基づきプレゼンテーションを実施し、審査委員による審査、評価を行う。

(4) 持ち時間

説明 20 分以内及び質疑応答 10 分程度 計 30 分程度

※状況に応じて時間を変更する可能性がある。

(5) 注意事項

参加者が多数ある場合には、あらかじめ定めた審査基準に基づく事前審査（書類審査）を実施し 5 者程度に絞り込んだうえで、プレゼンテーションによる審査会を実施するものとする。

9 受託候補者決定のための基準

受託候補者を決定するための基準は、以下の項目等により、提案書等及びヒアリングを総合的に評価して選定する。なお、評価項目及び配点については、参加表明書を提出した事業者に、別途通知するものとする。

通知予定日：令和 8 年 8 月 4 日（火）

(1) 企画力

ア 企画立案能力

本業務の目的、内容を理解し、池島炭鉱体験施設及び池島島内の魅力を市内外へ発信できる提案であり、当該業務の目的の達成に効果が期待できるものとなっているかを評価する。

イ キービジュアルの制作

映像制作の目的にあったものになっているかを評価する。

(2) 実現性

提案内容に説得力がある場合、提案内容の実現を裏付ける類似実績が明示されている場合に評価する。

(3) 独創性

提案事業者のノウハウや知識、経験等を活かした創意工夫が見られ、独創性の高い提案であるかを評価する。

(4) 業務実施体制

業務を確実に履行できる実績・実施スケジュール・組織体制となっているか。

(5) 参考見積金額

10 選定方法

選定方法については、審査、評価を行い、合計得点が最も高い提案を決定する。なお、合計得点が同点の場合は、長崎市が指定した審査項目の合計得点が高い提案を決定するものとする。それでも同点の場合には、参考見積金額が安価である提案を決定する。それでもなお参考見積の金額が同額の場合には、審査会において委員協議のうえ決定する。

また、審査の結果、合計得点が 0 点となった項目がある提案（長崎市が別途指定する）については決定しない場合がある。

11 選定結果通知

審査会后、選定結果（様式 5 又は様式 6）を通知する。

なお、選定結果については通知に記載する内容以外は開示しない。

12 契約の締結

- (1) 受託者決定後、速やかに契約を締結する。なお、本見積の依頼は、別途通知する。
- (2) 契約保証金 要（契約金額の100分の10以上。ただし、長崎市契約規則（昭和39年長崎市契約規則第26号）第34条第1号又は第3号に該当する場合は免除）
- (3) 契約書作成の要否 要

13 その他

- (1) 各手続きにおける提出期限以降の提出は認めない。
※提出期限以降における各種書類等の差し替え及び追加提出は認めない。
- (2) 参加表明後、提案書の提出期限の前日までは参加を辞退することができる。この場合において当該者はその旨を記載した書面を「14 担当連絡先」に持参し届け出なければならない。
- (3) 関係書類の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された書類等は審査以外に提案者に無断で使用することはない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、企画コンペの参加を認めない場合があるとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止等の措置を行う場合がある。
- (7) 提案が選定された場合、池島炭鉱体験施設等映像制作業務委託企画コンペの提案内容を遵守し業務を実施すること。長崎市が提案どおり実施されていないと判断した場合は、契約の解除、指名停止などの措置を行う場合がある。
- (8) この業務により発生する権利は、受託者固有の知識及び技術を除きすべて長崎市に帰属する。
- (9) 受託者は本業務を実施する際には長崎市の担当者と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。
- (10) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

14 担当連絡先

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号14階
長崎市文化観光部観光政策課 担当：濱田
電話：095-829-1152 FAX：095-829-1232
E-mail:kanko_seisaku@city.nagasaki.lg.jp